

大都市制度検討部会における議論

【議題】

「多様な大都市制度の早期実現を求める指定都市市長会要請（案）」について

⇒案のとおり、市長会議に提出することを決定した。

＜主な意見＞

○第30次地方制度調査会答申では、特別市（仮称）制度の対象として、『大都市地域特別区設置法の対象区域と同様に人口200万以上とするなど、一定以上の人口の指定都市に対象を限定する必要がある』とされているが、多様な大都市制度を実現していくためにも、人口200万人以上に限定する必要はない。

また、二重行政の解消には、指定都市と都道府県の協議並びに調停の場が重要になってくる。要請に当たっては、その点を強く口頭で要請していくべき。

【報告】

「しずおか型特別自治市」について

＜主な意見＞

○しずおか型特別自治市は、警察を除く全ての事務を地方に移し、より基礎自治体の権限を強めていく考え方である。この構想を各地で合意していければ、国に対するインパクトになる。

○中核市、特例市も教職員の人事権を持つことで、基礎自治体の首長が責任をもって教育行政を担うことができる。こうした具体的な実践モデルを提示していくことが必要。

○特別自治市が基本的に道府県の全ての事務を担い、必要に応じて、警察事務などは県に負担金を出す方が分かりやすい。

○国の法定事務は整理しやすいが、今後は産業振興や農業などの任意事務を県とどう整理していくかが課題。

○地方制度調査会の中で行われていた議論では、制度と仕組みを変えればうまくいくとされているが、地域によって実情が全く異なる。地域自治の実態をいかに国に伝えていくかが重要。

○都市内分権を進めていけば、区長公選は必要ない。

○理念や方向性は既に共有されており、今後は各市が実践し、ベストプラクティスを国に対して示していくことが大切。各市間での情報交換をしながら、行動していくことが重要。